

PTB

Pachinko - Trusty Board

第6回 PTBパチンコ懇談会

日 時 : 平成24年 2月27日 14:00~16:00
講 演 : PTB 有識者懇談会委員 弁護士 三 堀 清 氏
講演テーマ : 『パチンコホール業界の健全化を考える
~風営適正化法の視点から~』
開催 場所 : 東京都中央区銀座 1-14-4 プレリ-銀座ビル 5F
一般社団法人パチンコ・トラスティ・ボード会議室

ご講演者 略歴 弁護士 三堀 清 (みほり きよし) 氏

昭和32年11月29日生まれ

昭和56年 3月 早稲田大学法学部卒業

昭和60年10月 司法試験合格

昭和61年 4月 最高裁判所司法研修所入所(第40期司法修習生)

昭和63年 4月 同研修所修了

弁護士登録(第二東京弁護士会)

野田純生法律事務所(現野田総合法律事務所)勤務

平成 9年 1月 三堀法律事務所設立

平成14年 6月 三洋投信委託(株)(その後、プラザアセットマネジメント(株)に商号変更)監査役就任

平成16年 4月 東京簡易裁判所調停委員に就任

平成16年 6月 プラザアセットマネジメント(株)監査役退任

平成17年 6月 株式会社ニチリョク監査役就任

平成20年 6月 有限責任中間法人(その後、一般社団法人に組織変更)パチンコ・トラスティ・ボード
有識者懇談会委員に就任 現在に至る

(主な取扱分野)

- 1 企業法務関係 主として非公開会社の内紛及び敵対的M&Aにおける企業防衛
- 2 風営適正化法関係 営業許可取得に関する法的検討・助言、出店妨害対策、同法違反事案への対応
- 3 独禁法関係 事業者団体の競争制限的・競争阻害的行為の防止等
- 4 マンション管理関係

『パチンコホール業界の健全化を考える～風営適正化法の視点から～』

PTB有識者懇談会委員 弁護士 三 堀 清 氏

- ・風営適正化法(風営法・風適法)の沿革
- ・風営取締法から風営適正化法へ何が変わったのか
- ・風適法のパチンコの位置付け
- ・風適法の目的とパチンコに対する規制
- ・風適法における射幸性の抑制手段
- ・警察庁の規制の主眼＝「健全化阻害要因」の排除
- ・「王様手帖」平成23年7月号のアンケート(「グリーンベると」同年10月号)
- ・ホール業界に対するマイナスイメージの原因
- ・不正改造の禁圧
- ・射幸性に頼った営業の是正→過度の射幸性を示す遊技機の排除
- ・射幸性に頼った営業の是正→営業方法の規制にわたる手段
- ・射幸性に頼った営業の是正→直近の営業方法の規制にわたる手段
- ・射幸性に頼った営業の是正 パチンコ依存・のめり込み対策
- ・グレーゾーンの明瞭化 換金問題
- ・「健全化阻害要因」の排除手段→風適法の限界を超えている？
- ・業界側の健全化への取組み

・風営適正化法(風営法・風適法)の沿革

「風適法」というのはどういう法律なのか？その中でパチンコはどのような風に位置付けられているのか？そしてその「風適法」の中に位置づけられたパチンコというのは、どのような風に規制されているのか？更に、警察当局はこのパチンコをどのように捉えていて、どういう手段で規制しているのか？

「風営法・風適法」というのは、元々は日本が敗戦した直後の昭和23年に「風俗営業取締法」という名前で制定された。その当初は、料亭・待合、所謂三業(芸者置き屋を入れて)の内の、料亭と待合、それからダンスホール・キャバレー、麻雀店・玉突場というものを、公安委員会の許可制にして、具体的な規制内容は条例に委ねたという法律。パチンコはまだ入っていません。この当時、料亭・待合、ダンスホール・キャバレーというのは、言ってみれば、非合法的な売春の温床になり易い、麻雀店・玉突場というのは、所謂、不良・愚連隊のたまり場になり易いということで、規制の対象にされた。

当時、日本の警察は、自治体警察－内務省が分割されて自治体警察と国家地方警察にバラバラに分割された状況で、それまでの内務省があったころの警視庁或いは各都道府県警察単位の規制というのも法律を作らなければ出来なかった状況でそうした中でこうした形の法律が規定された。

P T B

Pachinko・Trusty Board

パチンコ屋が規制対象になったのは、昭和29年(1954年)、朝鮮動乱が収まった次の年。その頃パチンコ屋が巷に沢山目立つようになってきたということで規制対象になった。言ってみれば、後から加わった。

昭和34年(1959年)に「風俗営業等取締法」となり、許可制以外のものも、取り込まれた。

昭和41年(1966年)に「個室付浴場業」(当時トルコ風呂、現在はソープランド)が規制対象になった。昭和41年の改正を契機に、「風俗営業等取締法」というのは、セックス産業をどんどん取り込んでいき、その後非常にいびつな形の元になったと考えている。

昭和59年(1984年)、名前が変わって「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」になった。一般的には、おまわりさん・行政は、現在も「風営法」という呼び方をしているが、私は個人的には、この昭和59年の改正によって、相当に内容が変わったということから、あえて「風営法」という言葉は使わないで、「風適法」或いは「風営適正化法」という略称を使っている。

「風営取締法」から「風営適正化法」へ何が変わったのか？

まず、名前が「取締法」から「規制及び業務の適正化」という名前に変わった。後で述べるような非常に画期的な改正がなされてはいるが、この「取締法」から「規制及び業務の適正化」という所に法律が踏み込んで来たことによって、かえって営業方法等に対する警察の介入が強まったのではないのか？所謂、裁量行政というのは、改正されてから、「取締法」時代よりも「適正化法」になってからのほうが、警察の介入が為されるようになったのではないかと考えている。

また、一番大きな点は、基本的には条例で定めるという、「風営法」では骨子だけを法律で定めて、あとは全部条例に任せるというやり方だったのが、「風適法」になってからは、法律に規定すること項、条例で決めても良いこと項を整備した。条例で決めて良いということ項に関しては、「風適法施行規則」等でその基準を明らかにしている。

それから、「欠格こと由の強化」、「管理者制度の新設」。遵守こと項の罰則が減った。

更に、現在のパチンコ店の規制の原型というのが、この時に法律で整備されて、現金や有価証券を賞品として提供することを禁止、賞品の買い取りの禁止ということが明文で定められた。更に、遊技機の型式検定・遊技機の認定という制度が法律上の制度として整備された。これは後から述べるところでもあるが、「風適法」の中では、「著しく射幸心をそそるおそれ」という言葉が二ヶ所出てくる。その一ヶ所が、「風適法」の4条4項、もう一ヶ所は、20条1項、いずれも遊技機の性能に関して一定の基準として「著しく射幸心をそそるおそれ」というのが出ている。何が言いたいかというと、パチンコの規制の大きな柱というのは、まずは「遊技機」、機械の性能を一定範囲に抑える、その一定範囲に性能を抑えるというのを担保するために、「型式検定」だとか、個々の機械の「認定」という制度が設けられている。

それから用語の整備と性産業への規制強化。「風俗関連営業」として規制対象として届出制を導入した。本来、「風営取締法」時代は、全てが「許可制」だった、それが「風俗営業等取締法」となってから「届出制」が入った、更に昭和59年の大改正「風適法」になってから「風俗関連営業」として性関連のセックス産業が大量に取り込まれることになるが、これは、全て「届出制」になった。

「風適法」の中で、パチンコはどのように位置付けられているか？

「風適法」は、そもそもどういう法律なのか。

「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全化な育成に障害を及ぼす行為を防止する…」というのが、「風適法」1条の「目的」です。

どういうものが適用対象なのか。「人間の根源的欲求に根差した営業を広く適用対象とする。」大体セックス産業系が多くなってしまうのが必然的だということが判る。

では、その中でパチンコはどのように位置付けられているかという、「風適法」2条1項7号、この規定からパチンコ屋と麻雀屋は「7号営業」と言われているが、「設備を設け、客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業」、ここには「著しく」とは書いていない。これは麻雀屋とパチンコ屋。ということはどういうことかという、「客に射幸心をそそるおそれがある」からこそ、パチンコ屋または麻雀屋は規制対象となる。「風適法」の規制対象となるということが判る。更に言うと、射幸心を適度なものに抑えることが、「風適法」のパチンコに対する規制、「射幸性の抑制」が「風適法」のパチンコに対する規制に収れんされる。特にパチンコは麻雀とは違って「機械」を使っているので、「機械」の「出玉率」や遊び方のルール等が射幸性に影響するというので、特に出玉性能に対することからパチンコの射幸性を抑えていこうという規制対象にすると唱っている。

「風適法」の目的とパチンコに対する規制

「風適法」の目的は、「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全化な育成に障害を及ぼす行為を防止する…」というものであるが、「善良な風俗の保持」は、パチンコに対しては「射幸性の抑制」に尽きる。

「清浄な風俗環境の保持」というのは、どういうことか？という、「営業制限区域の設定」、「営業時間の制限」、「広告・宣伝規制」。

「青少年の健全育成」はどうかという、年少者(18歳未満)からの隔離。「営業制限区域の設定」も学校のそばに置かないということで、「青少年の健全育成」のための規制に加えることができます。

「風適法における射幸性の抑制手段」

パチンコの「善良な風俗の保持」という点からの規制は、「射幸性の抑制」という所に収れんされると申し上げたが、では「風適法」では「射幸性の抑制」はどのように実現されているかという、まず「遊技機」の規制、先程の「著しく射幸心をそそるおそれ」という言葉は、4条4項と20条1項に出ている。「不正改造の防止」、これは出玉性能を改造して更新させないという一種の担保手段。

「金銭・有価証券の提供禁止」は、賭博性の否定ということに結び付くが、お金が直接賭けられないようにする、或いはお金と同じような物を賭けられないようにするということで、「射幸性を抑制」する。「遊技料金・賞品提供方法の規制」、これはどういうことかという、例えば、パチンコ玉が1個1,000円だということ、極めて射幸性が高まる、或いはわずかな勝ち玉で、例えば、ベンツがもらえるというようなことになってしまうと、これも高額な賞品ということで、射幸性が高まる。そういう遊技料金や賞品提供方法も規制されている。

それから、「広告・宣伝規制」を、ここで上げたが、これは先程申し上げた通り、本来は「清浄な風

俗環境の保持」を目的とするものであるが、現在、警察では「射幸性の抑制」の手段として使おうと
つつある、現に使っている。これは、本来使えない規制手段を使っている、そういうような規制方法と
して、相当な無理をしているということ。

「警察庁の規制の主眼＝『健全化阻害要因』の排除」

「風適法」上のパチンコに対する規制の手段は、「射幸性の抑制」に尽きる、そのために遊技機の
性能を抑えるという手段が取られているが、では、警察庁はパチンコをどのように捉えているか？とい
うと、「健全化」されるべきだが「健全化阻害要因」がいくつかある、これを消していくことがパチンコに
対する規制の主眼であると考えている。これは幹部の講話、論文等を読んでいくと、こういう構図が
浮かび上がってくる。「風適法」は、遊技機の性能を規制することによって、パチンコの射幸性を抑え
るという規制方針を主眼としているが、それを使う警察は、「健全化阻害要因」を潰していくのが、規
制の目的、主眼である。これは法律、「風適法」と警察の規制内容のミスマッチである。

どういふことかと言うと、まずいくつか問題点がある。「営業に関する違法行為」「射幸性に頼った営
業」「グレーゾーン」、他にもあるかと思うが、この三つが「パチンコの健全化を阻害する要因」である。

では、「営業に関する違法行為」には、「脱税」がある。－警察の管轄外で見間違いかと思うが、問
題としては大きい。「不正改造」。

「射幸性に頼った営業」には、「過度の射幸性を示す遊技機の設置」－かつての爆裂機のような射
幸性の高い遊技機を優先的に店に並べる。更に「不正改造への誘惑」に結び付く。又、「ヘビーユー
ザーへの売上の依存」という問題。ヘビーユーザーは、また、射幸性の高い遊技機を好み、それが
「パチンコ依存、のめり込み」問題に結び付いていく。警察では「パチンコ依存」より「のめり込み」とい
言葉を主に使う。何故かと言うと、毎日、飯も食わずにパチンコを打ち続けるという人ばかりでなく、例
えば、パチンコに熱中している間に子供を駐車場に置き去りにして熱中症で亡くしてしまうとか、子供
を放ったらかしにして悪いおじさんに悪戯されてしまう、というようなことも含めて「のめり込み」と言っ
ている。

「グレーゾーン」は「換金の問題」、「釘の問題」などを一つずつ潰していくというのが、「健全化阻害
要因の排除」、これが警察庁の規制の大きな主眼であると言える。

「王様手帖」平成23年7月号のアンケート(「グリーンベると」同年10月号)

(「王様手帖」というのはホールで配られているパチンコファン向けのフリーペーパー、「グリーンベ
ると」というのは、同じ出版社から出ている業者向けの雑誌)

「王様手帖」を読むのはパチンコユーザー、かなりのパチンコファンが多いが、その中から採ったア
ンケートである。

Q1「パチンコ・パチスロで遊ぶことに後ろめたさを感じますか？」

「全く感じない」－52.8%－かろうじて過半数、

「たまに感じる」－41.7%、「よく感じる」－5.6%、あわせて 47%以上、半数に近い人が後ろめ
たいと感じている。

Q2「世間のパチンコに対して抱くイメージはどうだと思いますか？」

P T B

Pachinko・Trusty Board

「良いと思う」－6.5%、「悪いと思う」－25.0%、「良くはないが許容されていると思う」61.1%、
「無関心だと思う」－7.4%

これを見ると約86%以上の人々がパチンコに対して否定的なイメージを持っている。

パチンコを自ら打つ人の過半数は、自らパチンコを打つことに対して罪悪感とか後ろめたさを持っていないが、世間はパチンコに対して悪いイメージを持っているのだらうと思っている人が圧倒的に多い。

「ホール業界に対するマイナスイメージの原因」

このように、パチンコファンですら世間の人々はパチンコに対して良くないイメージを持っていると思う原因を自分なりの考えでまとめた(統計をとったりしたわけではない)。

- ① 「換金ができる」「ギャンブルである」。
- ② 「お金がかかり過ぎる」。
- ③ 「パチンコにのめり込んでサラ金地獄に陥った人が多い」。
- ④ 「景品買取はダミーを使い実質的にホール業者自身が行っている」。
- ⑤ 「釘調整による出玉管理が日常的に行われている」。
- ⑥ 「ホール業は儲かる」。
- ⑦ 「遊技機の遠隔操作が行われているのが常態である」。
- ⑧ 「暴力団とつながりがある」。
- ⑨ 「不正送金をしている疑いがある」。
- ⑩ 「脱税が多い」。
- ⑪ 「不正改造が横行している」。
- ⑫ 「不正な遊技をする人が多い」。
- ⑬ 「景品買取所は強盗の被害に遭うことが多い」。
- ⑭ 「パチンコに熱中するあまり子供を駐車場内の自動車等に放置する人がおり、放置された子供がことごとく事件に巻き込まれるケースが後を絶たない」。

このようなマイナスイメージの原因があるのではないかと考える。

このように見ると、明らかに誤解に基づくもの、推測の域を出ないものもある。例えば、「暴力団とのつながりがある」、「不正送金をしている」、「不正改造が横行している」、更に言うところ「遠隔操作をしている」等というのは、まさに誤解でしかないと思うが、やはり、①～③、⑭というのは「射幸性に頼った営業」に起因すると思う。或いは「脱税」や「不正改造」ということに関しては、ホール業者の「違法行為」に関するもの。それから「ホール」と「買い取り所を舞台にした第三者」の違法行為が問題になっているということがあるが、「グレーゾーン」に関するもの等があつて、大体警察が挙げている「健全性阻害」とことと確かに一致するという気がする。

そう考えると、マイナスイメージはやはり「射幸性に頼った営業」に起因しているものが多いのではないかと分析出来る。

「不正改造の禁圧」

先程の警察の「健全性阻害要因の排除」に戻るが、「営業に関する違法行為」―「脱税」と「不正改造」―「不正改造の禁圧」というのは、最近ここ(レジュメ)にあるように、「風適法」改正による厳罰化(平成17年)、それから平成16年には「著しく射幸心をそそるおそれのない」という基準として「不正改造できないこと」を要件とする規則改正があったり、平成17年の「風適法」の改正によって、「不正改造」が厳罰化されたり、(私も「機構ニュース」という機関誌に毎月投稿しているが、)一般社団法人遊技産業健全化推進機構が設立されて遊技機をチェックするようになってきている。それから平成22年、「中古機流通業務フローチャート」というのが業界団体で採用されて、中古機の流通過程における「不正改造」を防止しようという手立てがたてられて、かなりの成果を上げている。

「射幸性に頼った営業の是正→過度の謝幸性を示す遊技機の排除」

次は「射幸性に頼った営業の是正」というのは、どのようにしているのか？

「過度の射幸性を示す遊技機の排除」ということがあるが、これはかなり歴史的な流れがある。

平成8(1996)年 社会的不適合機の自主撤去。

CR機のなかに物凄く出玉の良い遊技機が出てきが、射幸性が高すぎるので、「社会的不適合機」として自主撤去しなさい、という行政指導があった。「違法機」ではなくて「社会的不適合機」、もちろん「保通協」の試験を通り、各県の公安委員会の検定を通っているけれども出玉性能が良過ぎるので撤去しなさい、言ってみれば、お墨付きは与えておいて使ってはダメ、というめちゃくちゃな話だが、強力な行政指導で、平成11年(1999年)までかかって、高い射幸性を示す遊技機を撤去する、相当な数が撤去された。これによってパチンコの射幸性が一時すごく下げられて、代わりにスロットの射幸性が上がってくる。そのような経過の中で、

平成14(2002)年「著しく大量のメダルを獲得することができる回胴式遊技機に対する対応について」(警察庁生活安全局生活環境課)

という通達がなされた。これは、爆裂機というようなスロットマシンが出てきからであるが、平成15年にはこの爆裂機3機種が検定取り消しになった。検定は通ったけれども出玉が良過ぎるということ。

平成15(2003)年 爆裂機3機種の検定取消。

平成16(2004)年 規則改正(主にスロット)。

「風適法」施行規則が改正されて、主にスロットの射幸性が水を掛けられて冷やされた。

平成19(2005)年 「遊パチ」の登場。

これはホール業界から出てきた、楽しく長く遊べるパチンコの動き。

その他、行政指導による内規改正等。

⇨遊技機の価格高騰(遊技料金に反映)・高い射幸性を示す遊技機の開発・供給。

その他業界団体に対する行政指導による内規改正等によってパチンコやスロットの射幸性は低減化されつつあるが、それでも「遊技機の価格高騰」、「高い射幸性を示す遊技機の開発・供給」というのはまだ止まっていない。何故かというと、基本的にはパチンコ屋に対しては直接「風適法」の網はかかるわけだが、メーカーや販社に対しては、パチンコ屋のように「風適法」の規制の網がかからないので、行政指導したとしても、かなり効き目は薄い。なので相変わらず行政の目をかいくぐるような「高い射幸性を示す遊技機」が開発されて、更にまた最近ではテレビや漫画のキャラクターの版權を買

って造るキャラクター物、著作権物と言われるパチンコ機、スロット機が増えて、それが著作権料(ロイヤリティが必要)のために、遊技機の値段が上がっているという悪循環は止まっていないのが現状。

「射幸性に頼った営業の是正」→「営業方法の規制にわたる手段」

今、申し上げたのは、パチンコの遊技機、特に「著しく高い射幸性を示す」遊技機に対する警察の規制でしたが、今度は、「射幸性に頼った営業の是正」の次なる手として、「営業方法の規制にわたる手段」というのが、取られるようになってきた。

これは、先程、「風適法」ではパチンコに対しては遊技機の性能だけがパチンコの射幸性を規制するという規制手段が取られているが、警察ではその枠を超えて営業方法にまで最近では介入するようになってきた。

これについて、今までどういうことが行われてきたかというと、

平成13(2001)年「風適法の解釈運用基準」制定。

それまでは、どちらかと言うと、「広告・宣伝」規制というものが昔からあるが、昔の「広告・宣伝」規制というのは、平成13年より前で、所謂セックス産業のいかがわしい「広告・宣伝」だけを規制するものだとして理解されていたが、平成13年に「風適法の解釈運用基準」というのが定められて、そこで初めて、「著しく射幸心をそそるおそれ」のある「広告・宣伝」—例えばアマ釘だとか—が規制の対象になることを明示されて、「広告・宣伝」のレベルから「射幸性に対する抑制」が始められた。

「著しく射幸心をそそるおそれ」のある広告・宣伝が規制対象になることを明示。

翌年、

平成14(2002)年「ぱちんこ営業における広告及び宣伝について」(警察庁生活安全局生活環境課)。

スロットの設定告知が広告・宣伝規制違反となることを明示。

それまで、スロットマシンは1～5、多くは1～6、特に6は当たりの確率が高くなるのだが、その設定を告知すること、それまではそれを告知することはまったく「広告・宣伝」規制にかからないと言われていたが、その平成14年の通達が出たことにより、これは「広告・宣伝」規制に違反するという事で規制されるようになった。

平成18(2006)年「賞品の取りそろえの充実について」(同)。

←メーカーによる特定機種 of 派手な広告・宣伝は野放し。

これは換金需要を低減化するということだが、換金需要が低減化することにより、射幸性が収まるということだと思うが、このような通達があった。

しかし、これはいずれもパチンコホールの営業方法の規制にわたる手段なわけだが、このような規制をしつつも、メーカーは「風適法」の規制の枠の外にあるので、特定の機種—例えば、最近だと「仕事の後は仕事だ……」という「必殺仕事人」というテレビドラマをモチーフとした遊技機の宣伝をメーカーがする—パチンコファンはメーカーが宣伝した遊技機を打ちにホールに行く、というビジネスモデルが出来つつある。ホールは規制の対象になっているが、メーカーは対象外で自社の遊技機の派手な宣伝をする、それによってホールに客を入れる、だからホールはそのメーカーの遊技機を欲しがらる。話はそれだが、このデフレの時代に値段が倍になったのは、たぶんパチンコの遊技機と金(きん)位なものでしょう。昔、パチンコ機は20万円台位だったが、今、40万円台の物があるのではないかと。ホールは本当に大変だと思うが、それはメーカーによる派手な宣伝・広告が一因であろう。しかし、こ

れは「風適法」の枠外なので規制は出来ない。

「射幸性に頼った営業の是正→直近の営業方法の規制にわたる手段」

ごく最近の「営業方法の規制」にわたる手段をあげた、これは警察がこういうことをやっているというだけのもの。これは全部、昨年平成23年のもの。

6月 「ぱちんこ営業における広告、宣伝について(通知)」(警察庁生活安全局保安課)。

広告・宣伝規制違反の表示を例示し、著しく射幸心をそそるおそれのある店内告知が構造設備維持義務違反となることを明示。イベントの実質的禁止。

現在でもあおるような派手な広告宣伝のポスターを貼ると、「構造設備の維持義務違反」になる。

以前から言われていたが、広告宣伝で著しく出玉獲得が容易であるとか、換金への関与を疑わせる、このような内容を記載したものを出すと、「広告・宣伝規制」違反になるが、そのような内容でホールの中にポスターを貼ると、「広告・宣伝規制違反」にはならないけれども、「構造設備の維持義務違反」になると禁止した。それからイベントを実質的に禁止した。(イベント＝出玉営業)昔は新装開店で出玉を出したが、そのようなイベントは禁止。最近ではパチンコ雑誌の人気ライターなどを呼ぶのも禁止。

10月 「総付景品等の提供に関するガイドライン」同意(ホール5団体)。

総付景品によるイベント告知等を自主規制。

総付景品というのは、街頭で配布するティッシュだとかマッチとかそういうものに、広告・宣伝がダメだからそういうものにイベントの情報であるとか出玉の情報であるとかお薦め台の情報などを入れるのを禁止、という自主規制。

同月 「ぱちんこ営業における適正な賞品提供の徹底について(通知)」(警察庁生活安全局保安課長)。

これは何を意味するかというと、同じホールの中でスロットとパチンコで違う交換レートでいわゆる特殊景品を出してはダメという内容。

12月 「ぱちんこ営業による賞品提供以外に遊技に伴ってサービスを受けることができる遊技機について(通知)」(警察庁生活安全局保安課理こと官)。

遊技機のモバイル連動サービスを自粛するように指導。

←ホールの販促活動や、イベント会社・情報誌の活動に枠をはめられるか？

これはメーカーだが、メーカーが特定の遊技機を使うと、プレイ回数や出玉によってポイントを与えることを禁止、と行政指導している。

このように昨年1年間だけでも、かなりの「営業方法の規制手段」を積みかけるようにして出して、自主規制も警察の主導でやられているのは明らかですから、非常にホールの販促活動、イベント等に対して枠にはめようとしている、それだけ本来の法律の規制の枠を超えたような規制を現在、警察はやっきになっているという状況。

「射幸性に頼った営業の是正 パチンコ依存・のめり込み対策」

1 警察の問題意識

- ① 犯罪の遠因、幼児の置き去り・放置等のこと件・こと故の原因。

- ② 経済的破綻、離婚、家庭内暴力等の元凶として社会問題化。
- ③ 所轄官庁としてこれらの問題を解決しない訳には行かない。
→警察はのめり込み問題を相当重視している。

ではそうまでして、「射幸性に頼った営業の是正」に取り組むのは何故か？というところ、先程申し上げた「健全化阻害要因を潰す」という文脈上にあるのですが、特に今、警察庁及び各都道府県警察の幹部の講話などを全部網羅しているわけではないが、警察では所謂「のめり込み」という問題に対して問題意識を強く持っているのではないかと？警察の問題意識としては、パチンコでお金をすってしまつて、置き引きをしたり、果ては強盗をする、或いは幼児の置き去りや放置等のこと件、こと故につながる、パチンコでお金をすって、経済的に破たんしたり家庭内暴力等の原因になっているということで、社会問題化している。所轄官庁としては、このような社会的問題を解決しないわけにはいかないということで、警察は「のめり込み問題」を相当重視している。

2 対策

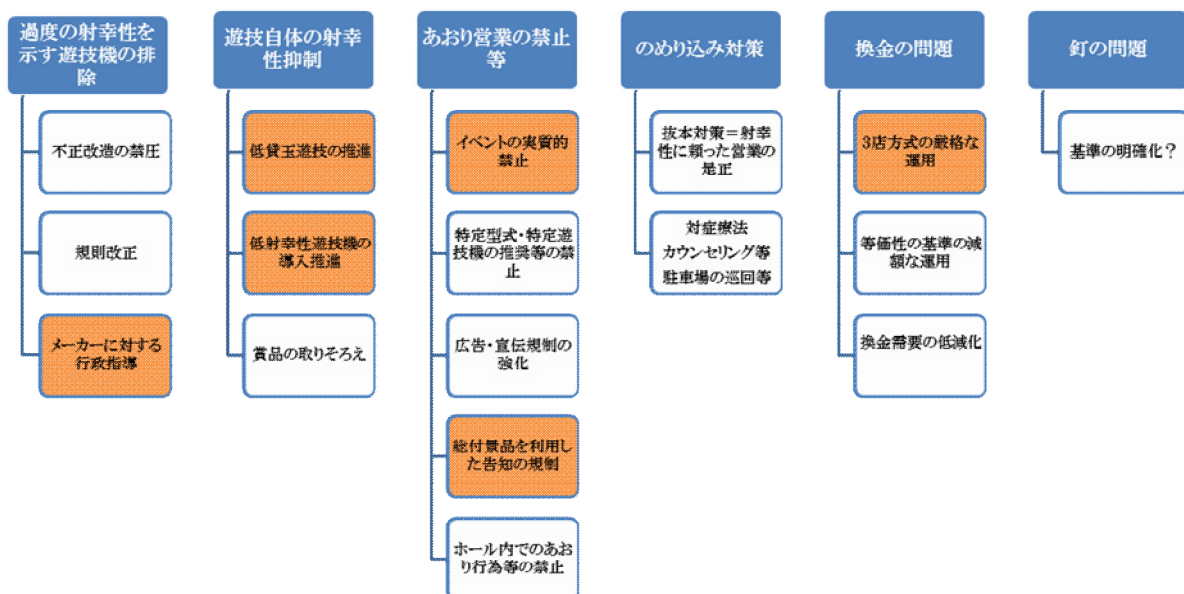
- ① カウンセリングや駐車場の巡回→対症療法に過ぎない。
- ② 過度の射幸性に頼った営業の是正→唯一の抜本的対策。
→上記②の観点から、警察の営業方法への介入は強化されると思われる。

その対策としては、まず、「のめり込み問題」(パチンコ依存、ギャンブル依存)に対しては、カウンセリングとか、「車内放置」に対する対策としては駐車場の巡回など、このような対策を取っているけれども、それは対症療法に過ぎない、根源的な治療にはならない。

では、どうしたら良いかというと、「過度の射幸性に頼った営業の是正」、これが唯一の抜本的な対策であると考えている。そのような観点から警察の「営業方法」への介入は、今後、更に強化されると思われる。

「グレーゾーンの明瞭化 換金問題」

「健全化阻害要因」の排除手段 →風適法の限界を超えている？



現在、「健全化阻害要因」排除のために取っている手段、特に「射幸性に頼った営業」を是正する方向での規制手段を見てみると、(レジュメに従って読み上げる) どういうものがあるかというと、

「過度の射幸性を示す遊技機の排除」……………

「遊技機自体の射幸性抑制」……………「低射幸性遊技機の導入推進」→遊べる遊技機を入れましょう、「賞品の取り揃え」→換金しないようにしましょう。

「あおり営業の禁止等」……………

「のめり込み対策」……………

「換金の問題」……………

「釘の問題」……………

このような規制手段が色々あるわけだが、オレンジ色の部分は、一言で言うと、「風適法」に規定がない-要するに、警察が今やっている規制手段、或いは「健全化阻害要因」の排除手段等沢山あるが、このオレンジ色の部分は法の枠を超えていることをやっている。個人的には、パチンコに対しては基本的には規制を強化すべきだという持論だが、このオレンジ色の部分の法の枠を超えた規制の強化というのは非常に無理があると言わざるを得ない。

何が言いたいかというと、かなり申し上げにくいことだが、今は「風適法」は限界を超えてしまっている。「風適法」は、初めに申し上げたが、そもそも人間の根源的な欲求に根差したサービス業を見境なく取り込んでいく、ということから、その結果どうなったかと言うと、初めの頃は全部許可制だった。今は許可制の方が少ない。届出制で、しかも圧倒的多数なのはセックス産業、それが何回かの改正毎に続々と入って、色んなものを詰め込み過ぎている。そういう問題点があります。そもそも、パチンコ屋のお客とセックス産業のお客というのは、全然質が違う、基本的には客層がダブらない。パチンコで勝ってそういう所に行く人もいるかもしれないが、女性は行かない。老若男女、誰でも行くパチンコ屋と、限られた年代の男性しか行かないそういう産業では、全然違う。莫大な設備投資の基に、装置を揃えて行うという営業形態も違う。それを一つの法律で規制している。盛り込み過ぎて、法律では規制しきれなくなっている。

特にパチンコに関して言うと、メーカー或いは販売店、そういう所は、現在の「風適法」の規制対象になっていない点は非常に大きな問題。これは如何にメーカーに対して行政指導したとしても、これは如何程なものか？それは「保通協」の試験であるとか、都道府県の公安委員会の検定、或いは認定制度を通したとしても、間接的な規制でしかないわけだから、その効き目はおのずと大きな限界があると言わざるを得ない。

そういう意味で、現在の警察の「健全化阻害要因」の排除というのは、わからないことではないが、規制の手段となる法律の点で、道具立てが決定的に足りなくなっているのに、警察の強権的な方法でこれを実現しようとしている問題が、現在露呈しつつある。

特に、去年だけでも6月から「営業方法」に関連する行政指導、或いは自主規制というものが非常に畳みかけるようになされた。これは警察の方では、パチンコ業界は非常に問題ありとしているのだろうが、このようなやり方を続けていて良いのか？というのが疑問点。

「業界側の健全化への取組み」

1 企業のあり方として。

- コンプライアンスの強化。
- 情報開示(透明性)確保。
- 社会貢献。

2 遊技に関して。

- 低貸玉営業・遊パチの積極導入。
- 低射幸性遊技機の導入。
- 広告・宣伝、その他営業方法の改善。
- 賞品の取りそろえ。
- のめり込みの救済。
- グレーゾーンの明瞭化。

→新しい顧客層の獲得・「パチンコ離れ」をした顧客層の回復。

これはまさにPTBでやっていること。

「企業のあり方」に関して、おそらくパチンコ業界というのは二極分化しつつあるのだろう。出来る所と出来ない所、やろうとする所とやろうとしない所と言うふうに考えられる。

「遊技に関して」は、お店に入り易くて出易くする、今パチンコ屋は出易くないのでは？一旦お店に入ったら、当たりがかかるまで動けない。これまでの投資金額が大きいですから、とにかくお店を出にくい。

「広告・宣伝、その他営業方法の改善」、警察と同じ問題意識としては、ガセ・イベントというのがある。昔はパチンコ屋で新装開店と言えば、それなりに出したそうだが、今は新装開店でもないのに、イベントと称して出玉が良いようなイメージの広告・宣伝をしてお客を呼ぶ、或いは「海物語」とか、特定のある機械を推奨して、その機械は出玉が良いように思わせて、結局、場合によっては出ない。そういうのをガセ・イベントというが、そんなイベントに頼った営業はもうやめよう。それから「賞品取りそろえ」、一部の大手のホールでは非常に賞品コーナーが充実していて楽しいが、それは大いに進めて欲しいが、逆に旧態依然としてくすんだお菓子がケースに置いてあるような、換金がメインであるような所もまだある。結局は業界の健全化というのは、行き着くところは、新しい顧客層の獲得、「パチンコ離れした」かつての顧客層の回復、ということにいくのかと思う。

以上